

第125期定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

〔 2025年4月 1日から
2026年3月31日まで 〕

2026年6月1日

株式会社 宮崎太陽銀行
代表取締役 黒 木 浩

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年
その他	5年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,842百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

連結計算書類の連結注記表に記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,497百万円
危険債権額	4,582百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	11,165百万円
合計額	18,245百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、250百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	20,038百万円
貸出金	14,696百万円
担保資産に対応する債務	
預金	257百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券4,888百万円及び預け金0百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金101百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,437百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが42,405百万円であり、1年超のものは32百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額2,309百万円

- | | |
|-------------------|----------|
| 6. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,225百万円 |
| 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 560百万円 |
| 8. 関係会社に対する金銭債権総額 | 4,190百万円 |
| 9. 関係会社に対する金銭債務総額 | 257百万円 |

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	56百万円
役務取引等に係る収益総額	5百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	4百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	4百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	184百万円
その他の取引に係る費用総額	一百万円

2. 関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主

該当ありません。

（2）子会社・子法人等及び関連法人等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社宮崎太陽リース	直接15%	役員の兼任・ローン等に係る保証委託	被保証債務	4,015	—	—

（注）取引金額は、当事業年度末の被債務保証残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証条件については、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

(3) 役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	取引の内容（注3）	取引金額	科目	期末残高	取引条件及び取引条件の決定方針
株式会社 加味ディール （注1）	—	資金の貸付（純額） 利息の受取 手数料等の受取	△7 0 0	証書貸付 前受収益	10 0	同社に対する証書貸付の金利は、一般的取引条件と同様に決定しております。
有限会社 みさき商事 （注2）	—	資金の貸付（純額） 利息の受取 手数料等の受取	△25 0 —	証書貸付 前受収益	— —	同社に対する証書貸付の金利は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注1) 当行取締役頭取黒木浩の近親者が持分の過半数を直接保有しております。

(注2) 当行取締役飯田三和およびその近親者が持分の過半数を直接保有しております。

(注3) 「取引の内容」欄の「資金の貸付（純額）」については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	56	220	—	276	(注)
合計	56	220	—	276	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、2026年2月9日の取締役会決議による自己株式の取得219千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券

(2026年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券

(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	—	—	—
	外国証券	500	376	△123
	小計	500	376	△123
合計		500	376	△123

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2026年3月31日現在）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で市場価格のあるものはありません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	808
関連法人等株式	—
合計	808

4. その他有価証券

(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,266	5,259	14,007
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	10,053	8,140	1,913
	小計	29,320	13,399	15,920
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,229	1,380	△150
	債券	117,879	126,722	△8,842
	国債	26,935	29,230	△2,295
	地方債	35,243	37,271	△2,027
	社債	55,700	60,219	△4,519
	外国債券	12,759	13,098	△338
	その他	5,966	6,786	△819
	小計	137,836	147,987	△10,150
合計		167,156	161,386	5,769

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,314
組合出資金等	260
合計	1,575

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,186	1,758	△140
債券	689	0	△10
国債	—	—	—
地方債	96	—	△3
社債	593	0	△6
その他	1,109	260	△149
合計	5,986	2,019	△299

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における時価のある有価証券の減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,091百万円
減価償却費	34
有価証券有税償却	101
その他	454
繰延税金資産小計	2,682
評価性引当額	△867
繰延税金資産合計	1,814
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△1,762
退職給付信託設定益	△505
退職給付引当金繰入限度超過額	△726
繰延税金負債合計	△2,993
繰延税金負債の純額	△1,179百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	7,495円 54銭
1株当たりの当期純利益金額	259円 52銭

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,842百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) 収益及び費用の計上基準

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは貸倒引当金です。

1. 当連結会計年度にかかる連結計算書類に計上した金額

3,236 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算定方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における債務者の将来の業績見通し」は、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して設定しております。特に、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者については、経営改善計画等の合理性及び実現可能性も加味して債務者の返済能力を評価して設定しております。また物価上昇等経済環境の影響により貸出金の信用リスクに一定の影響があると想定されますが、債務者の経営環境によっては、翌連結会計年度以降も影響が継続するとの仮定のもと、期末時点で入手可能な情報を考慮して債務者区分を設定し貸倒引当金を算定しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

主要な仮定は、いずれも不確実なものであり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,497百万円
危険債権額	4,582百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	11,165百万円
合計額	18,245百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は250百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	20,038百万円
貸出金	14,696百万円
担保資産に対応する債務	
預金	257百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券4,888百万円及び預け金0百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金101百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,427百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,395百万円、1年超のものは32百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額2,309百万円

6. 有形固定資産の減価償却累計額 9,365百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 560百万円

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益2,018百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損140百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,342	—	—	5,342	
第1回B種優先株式	600	—	—	600	
合計	5,942	—	—	5,942	
自己株式					
普通株式	56	220	—	276	（注）
合計	56	220	—	276	

（注）普通株式の自己株式の増加は、2026年2月9日の取締役会決議による自己株式の取得219千株及び単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

2. 配当に関する事項

- （1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通 株式	132百万円	25.00円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
	第1回B種 優先株式	52百万円	87.50円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
2025年11月10日 取締役会	普通 株式	132百万円	25.00円	2025年 9月30日	2025年 12月1日
	第1回B種 優先株式	52百万円	87.50円	2025年 9月30日	2025年 12月1日
合 計		369百万円			

- （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通 株式	126百万円	利益 剰余金	25.00円	2026年 3月31日	2026年 6月26日
	第1回B種 優先株式	52百万円	利益 剰余金	87.50円	2026年 3月31日	2026年 6月26日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出を中心とした金融サービス事業を行っており、また有価証券への投資を行っています。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、顧客からの預金によって資金調達を行っています。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

また、当行の一部の連結子会社には、リース業務を行う子会社や有価証券を保有する子会社があります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、20.6%は不動産業・物品賃貸業に対するものであり、当該不動産業・物品賃貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、長期固定金利貸出金及び預金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。当行では、この金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の与信に関する諸規定及び信用リスクに関する方針、基準に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部及び総合企画部リスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

イ. 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理ポリシーにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握の確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部リスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースでリスク管理委員会に報告しております。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

ロ. 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、マッチングを基本とし、外国為替のエクスポージャーを極力抑えることとしております。

ハ. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、取締役会の監督の下、資金運用規定に従い行われております。運用は証券国際部において行っており、保有限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

二. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、円金利スワップ取引規定及びヘッジ取引管理基準に基づき実施されております。

ホ. 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク、株価変動リスク及び外国為替変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「借入金」、「社債」、であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、統合

VaRを金利リスク、株価変動リスク及び外国為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日（但し、満期保有目的債券については250日）、信頼区間99.0%、観測期間1,250営業日）を採用しております。

2026年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で10,585百万円であります。

また、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストリングを実施する体制を構築しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通して、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

		連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券				
満期保有目的の債券		500	376	△123
その他の有価証券		167,156	167,156	—
(2) 貸出金		560,905		
貸倒引当金（※1）		△2,842		
		558,063	552,191	△5,872
(3) リース債権及びリース投資資産		5,064	5,354	289
資産計		730,785	725,077	△5,707
(1) 預金		774,727	775,287	560
負債計		774,727	775,287	560
デリバティブ取引（※2）				
ヘッジ会計が適用されていないもの		—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの		—	—	—
デリバティブ取引計		—	—	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他の有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※1）（※2）	1,323
② 組合出資金（※3）	1,011
合計	2,334

（※1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指

- 針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*) 2) 当連結会計年度において、非上場株式の減損処理は行っておりません。
- (*) 3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	53,486	112,486	—	165,950
国債	26,935	—	—	26,935
地方債	—	35,243	—	35,243
社債	—	55,700	—	55,700
株式	20,225	271	—	20,496
外国証券	—	12,759	—	12,759
その他	6,306	8,507	—	14,814
合計	53,466	112,483	—	165,950

- (*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含めておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,206百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*1)					
1,185	—	21	△10	—	—	1,206	—

- (*) 1) 連結貸借対照表の「その他の包括利益累計額合計」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	376	—	376
外国証券	—	376	—	376
貸出金	—	—	552,191	552,191
リース債権及びリース投資資産	—	—	5,354	5,354
資産計	—	376	557,545	557,921
預金	—	775,287	—	775,287
負債計	—	775,287	—	775,287

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

(2) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

(3) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、各リース債権及びリース投資資産の元利金キャッシュ・フローを一定の期間ごとにまとめ、その期間ごとのキャッシュ・フロー額を、当該期間のリスク・フリー・レートに貸倒実績率に基づいた信用リスク要因を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	銀行業	リース・ 保証等 事業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	772	—	772	—	772
為替業務	485	—	485	—	485
証券関係業務	307	—	307	—	307
代理業務	83	—	83	—	83
保証業務	3	2	5	—	5
その他	65	—	65	—	65
その他経常収益					
その他	40	—	40	—	40
顧客との契約から生じる 経常収益	1,757	2	1,760	—	1,760
上記以外の経常収益	13,991	2,271	16,262	22	16,285
外部顧客に対する経常収益	15,749	2,273	18,023	22	18,046

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 7,875円 53銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 261円 51銭